

平成 26 年度 生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成 25 年 6 月 日

(協議会名称) 弥富市地域公共交通活性化協議会

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

弥富市生活交通ネットワーク計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・ 弥富市は、名古屋市の西側 20 km 圏内に位置し、南部は名古屋港西部臨海工業地帯を経て、名古屋港の港湾海域に臨んでおり、西側は三重県に隣接している。平成 18 年 4 月 1 日には弥富町と十四山村が合併し、現在の弥富市が誕生した。
- ・ 市内の公共交通は、名古屋市への通勤・通学を始め周辺都市への交通手段として JR 関西本線 (JR 弥富駅)、近鉄名古屋本線 (近鉄弥富駅、佐古木駅) が東西に横断し、名鉄尾西線 (名鉄弥富駅、五之三駅) が北進しているが、大部分の公共交通サービスは、バスが担っている。
- ・ 市内のバス交通は、過去には三重交通路線バスが市内を運行していたが廃止され、「巡回福祉バス」を運行していたが、平成 21 年 7 月に弥富市地域公共交通活性化協議会を発足し、平成 22 年 3 月に弥富市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成 22 年 6 月 21 日より地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業として、通学・通勤・通院・買物など市民生活のための移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的として新たにコミュニティバスの実証運行を開始した。また、平成 24 年 4 月より地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業 (経過措置) としての実証運行を終了し、本格運行へと移行したところである。今後、更なる運行の効率化等を求める声が上がっているなか、地域公共交通確保維持事業により地域内フィーダー系統のコミュニティバスを運行し、市内の公共交通サービスを維持し、市民生活の交通手段を確保し続けていくことが必要である。
- ・ 平成 24 年度地域公共交通調査事業調査結果より、利用者総数は少ないものの「利用者の 7 割が 65 歳以上の高齢者、公共施設の利用・買い物目的の利用が多い、朝夕の時間帯の利用が比較的少ない」という特徴を把握することができ、高齢者等の移動制約者の交通手段の確保の必要性が明らかにされた。今後も市内バス運行の改善・充実のため、ニーズに即したダイヤの見直し・新たな運行形態の導入・隣接する自治体バス (飛島公共バス、木曽岬自主運行バス) との連携による乗り継ぎダイヤ調整の検討を行い、高齢者等の移動制約者の交通手段の確保という目的のため、市民生活に不可欠な地域内フィーダー路線を維持していくことが必要である。
- ・

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
11. 協議会の開催状況と主な議論
【平成24年度】 平成24年6月28日 第1回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・平成24年度事業計画について承認 ・平成24・25年度生活交通ネットワーク計画案について承認 ・利用者実態調査、モニタリング調査、お試し乗車券の内容について承認 平成24年11月13日 第2回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・利用者実態調査、モニタリング調査結果の報告 ・問題点・課題について報告 ・無料お試し乗車券の配布結果について報告 平成25年2月5日 第3回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・最新の利用者実態調査結果の報告 ・きんちゃんバスの運行方法に関するアンケート結果、その他きんちゃんバス運行に係る状況について報告 ・問題点・課題、運行改善方策案について報告 平成25年3月27日 第4回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・弥富市生活交通ネットワーク計画策定調査業務 報告書について承認 ・平成24年度事後（自己）評価案について承認 ・平成25年度事業計画案、予算案について承認 【平成25年度】 平成25年6月24日 第1回弥富市地域公共交通活性化協議会 ・平成26年度生活交通ネットワーク計画案について承認（予定）

1 2. 利用者等の意見の反映	
弥富市地域公共交通活性化協議会の構成員には、住民又は利用者の代表として議会、区長会、福寿会、女性の会、民生委員協議会等の代表者や公募委員 2 名が委員として参加している。また、住民 2,000 名を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果から、問題点・課題を整理し、弥富市地域公共交通活性化協議会の場で報告をし、改善策を検討協議した結果を踏まえて本計画を策定した。	
1 3. 協議会メンバーの構成員	
市民及び利用者の代表	弥富市議会議長 区長会長 民生委員協議会会長 福寿会会長 女性の会会長 名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会長 公募委員（2 名）
学識経験者	（公財）豊田都市交通研究所主席研究員
愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当）
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県地域振興部交通対策課主管 愛知県海部建設事務所維持管理課長 愛知県蟹江警察署交通課長
一般旅客自動車運送事業者及び関係団体職員	（公社）愛知県バス協会専務理事 名古屋タクシー協会専務理事 三重交通（株）桑名営業所長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	愛知県交通運輸産業労働組合協議会議長
市職員	弥富市市長 弥富市副市長
市長が必要と認める者	飛島村総務部長 木曽岬町総務企画課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
 （所 属） 弥富市役所 総務部 防災安全課
 （氏 名） 横江 兼光
 （電 話） 0567-65-1111 内線(363)
 (e-mail) y_kanemitsu@city.yatomi.lg.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 平成26年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
弥富市	三重交通株式会社	弥富市コミュニティバス (北部・南部ルート)	地域内ファイダー	31,230			
	三重交通株式会社	弥富市コミュニティバス (東部ルート)	地域内ファイダー	6,400			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
弥富市	三重交通株式会社	弥富市コミュニティバス (北部・南部ルート)	地域内ファイダー	31,133			
	三重交通株式会社	弥富市コミュニティバス (東部ルート)	地域内ファイダー	6,355			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
弥富市	三重交通株式会社	弥富市コミュニティバス (北部・南部ルート)	地域内ファイダー	31,362			
	三重交通株式会社	弥富市コミュニティバス (東部ルート)	地域内ファイダー	6,418			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。